

令和元年度事業計画

基本方針

当法人は、社員である司法書士が専門的能力を結合して官公署等による不動産の権利に関する登記の嘱託手続き等の適正、迅速な処理に寄与し、もって、国民の取引の安全確保と権利の保護に寄与することにより、不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的に活動する公益法人である。

当法人は、県内全域を網羅すべく6箇所支部を設置しており、各官公署等に対して身近な相談窓口として地域に根ざした活動をし、その役割を担わなければならない。

昨年11月15日施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、当協会はその解決の一翼を担うようになった。私達社員は総力を結集し、この所有者不明土地問題を法務局と連携し早期に解決しなければならない。この所有者不明土地問題についてはこれからも継続されることと思うので、当協会は法務局に継続的に協力して行きたいと考えている。

そして、他の未処理案件の解消にも山形県司法書士会や日本司法書士政治連盟山形会と協働し、公益法人としてボランティア精神をもって社会貢献に努めてまいりたい。

具体的事業計画

1. 公益法人としての基本理念
 - (1) 総会及び理事会の適正な運営
 - (2) 適切な会計処理
 - (3) 法令に基づく書類の作成及び備置き

2. 公益法人としての啓発活動
 - (1) ホームページによる情報開示
 - (2) 公共事業の実施に係る不動産登記等に関する相談
 - (3) 不動産の嘱託登記に関する研修会等の開催

3. 業務開発活動
 - (1) 一般競争入札情報の収集と参加資格の取得
 - (2) 相続等の権利調査業務の受託
 - (3) 未登記問題解消業務の受託

4. 社会的貢献のための事業
 - (1) 災害支援活動
 - (2) 相続人調査等に参加

5. その他の事業
 - (1) オンライン登記申請の推進
 - (2) 社員の増強
 - (3) 友好諸団体との連携